

共済組合被扶養者の資格確認(検認)についての予告

毎年7月頃、共済組合被扶養者の認定要件を備えているか、検認が実施されます。

扶養手当の支給対象でない被扶養者のいる職員は、次の表を参考に、必要な書類を準備しておいてください。



提出書類		備考	
全員	「扶養継続申立書」		
被扶養者に収入なし	被扶養者の最新の「所得証明書」	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。	
被扶養者に収入あり	被扶養者の最新の「所得証明書」	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。 ※「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」で代用可。	
	被扶養者の給与支給明細書	給与支給明細がない場合は、月額が分かる書類又は「支払証明書」に事業主の証明を受けて提出してください。 (毎月の通勤手当・賞与を含めた支給額が証明してあれば、任意の様式でも構いません。)	
	被扶養者の雇用条件が分かる書類	該当する場合に提出してください。 (非常勤講師の場合は「勤務条件説明書」)	
	年金収入	被扶養者の最新の「所得証明書」 「年金振込通知書」等、最新の年金額が分かる書類	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。
	事業収入	被扶養者のH30年分「確定申告書」の写し	必要経費が確認できるよう、「確定申告書」及び「収支内訳書」の写しが必要です。
	その他	被扶養者の最新の「所得証明書」 「雇用保険受給資格者証」等、受領額を確認できる書類	「所得証明書」は、H31年1月1日現在、住民登録している市役所等で取得できます。
共同扶養者あり	被扶養者が子の場合、夫婦双方の収入額が確認できる書類(「所得証明書」等) ※配偶者が被扶養者及び夫婦双方が公立学校共済組合の組合員の場合は不要。 父母または祖父母どちらか一方が被扶養者の場合、被扶養者の配偶者や子など、扶養義務者全員の収入額が確認できる書類(「所得証明書」等)		
同居	「住民票の写し」 (令和元.6.1以後発行のもの)	被扶養者が、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合に提出してください。	
別居	検認期間中の送金を確認できる書類の写し	学生は、H31.4.1以後発行の在学証明書で代用可	

※扶養手当の支給対象となっている被扶養者については、確認書類は不要です。

サービス「一問一答！」

Q 職員から、用務時間の前後に年次有給休暇を取得し、直行又は直帰の旅行を行いたいとの申し出があった場合、どう対応すればよいか。

A 旅行命令権者は、年次有給休暇の取得等の状況を含め、直行又直帰の承認基準を満たすかどうかを総合的に判断するものである。旅行者が用務時間の前後に年次有給休暇を取得し、直行又は直帰による旅行を申し出る場合、休暇簿の提出とともに旅行命令簿の備考欄に直行又は直帰の判断要素となる年次有給休暇の時間を記入した上で提出させる必要がある。